

静岡県在宅保健師の会「つつじ会」会則

(目 的)

第1条 この会は、地域における保健活動の重要性を認識し、会員の豊富な経験と実績をもとに、地域の保健・福祉活動、国保保険者の保健事業に寄与するとともに、会員の資質の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は「つつじ会」と称し、事務局を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）内に置く。

(会 員)

第3条 会員となる資格は、静岡県内に居住する在宅保健師で、この会の趣旨に賛同するもの。

(事 業)

第4条 目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国保連合会からの委託事業。
- (2) 市町からの委託事業。
- (3) 会員の資質向上のための研修会等の開催。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業。

(総会及び総会の議決事項)

第5条 この会の総会は、年1回以上開催する。総会は、会長が招集し、その議長となる。

- (1) 会則の変更に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) その他総会の議決を必要とする事項。

(総会及び総会の協議事項)

第6条 事業計画・報告に関すること。

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置く。役員は役員会の推せんにより、総会の承認を得る。役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 幹 事 3名

2 役員は、その任期が満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員会)

第8条 この会に役員会を置き、会長が必要に応じて招集する。

- 2 役員会は、事業の運営及び業務の円滑な推進を図るため協議・検討を行う。
- 3 役員会は、その他必要とする事項を検討する。

(監事)

第9条 この会の監査を行うため、この会に監事1名を置く。監事には、国保連合会事業課長を充てる。

(顧問)

第10条 この会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、国保連合会常務理事が推薦し、役員会の賛同を得て総会に報告する。

(経費)

第11条 この会の運営に要する経費は、会員の会費、補助金、その他の助成金等をもって充てる。

- 2 会費は年間1,000円とする。
- 3 会費の会計報告は、総会時に行うものとする。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。